

総武カントリークラブ 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本クラブは、総武カントリークラブ（以下、クラブという）と称する。

第2条 (目的)

本クラブは、PGMプロパティーズ株式会社（以下、会社という）が所有し、パシフィックゴルフマネージメント株式会社（以下、運営会社という）が運営する「総武カントリークラブ」ゴルフ場（総武コース、印旛コース、北コース）およびその付帯施設（以下、施設という）を利用し、会員の健康増進をはかり、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を高めることを目的とする。

第3条 (業務の委託)

会社は、クラブの運営及び会員の資格取得または喪失、入退会手続等の業務を運営会社に委託できるものとする。

第4条 (事務所)

本クラブの主たる事務所を、千葉県印西市草深の総武コースクラブハウス内に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

本クラブの会員は次のとおりとする。

1. 特別会員
2. 正会員
3. 平日会員
4. 総合平日会員

第6条 (会員の要件)

1. 特別会員は、クラブまたは会社、斯界に功労のあった者の内、理事会または会社から推薦され、且つ運営会社の承認を得た者とし、その資格は一身専属とする。
2. 会員たる個人（個人会員）は、クラブの会員としてふさわしい品位を持ち、運営会社が定める所定の入会手続を経て、運営会社の承認を得た者とする。
3. 会員たる法人（法人会員）は、クラブの趣旨に賛同し、運営会社が定める所定の入会手続を経て、運営会社の承認を得た企業・団体とし、これに所属する1名を前項に準じ会員登録者とする。

第7条 (会員の権利)

1. 会員は、運営会社および理事会で定めた規則に基づき、施設の優先的利用権を有する。
2. 正会員および特別会員は、運営会社が別に定める休業日を除く全ての日の開場時間内に、運営会社が定める所定の条件で施設を利用できる。
3. 平日会員は、運営会社が別に定める休業日、国民の祝日に関する法律所定の休日、および日曜日を除く全ての日の開場時間内に、運営会社が定める所定の条件で施設を利用できる。
4. 総合平日会員は、本クラブおよび次の提携ゴルフ場施設を、各クラブの平日会員と同様の条件で利用できる。

中山カントリークラブ	千葉県八千代市桑橋	所在
武蔵野ゴルフクラブ	東京都八王子市宮下町	所在
5. 会員は、運営会社が定める所定の条件でゲストを同伴または紹介できる。
6. 会員は、運営会社が定める所定の条件でクラブの開催する競技会等に参加することができる。
7. 本条各項で定める会員の権利は、運営会社の合理的な判断により合理的な範囲内において制限が加えられる場合があることを会員は予め了承する。

第8条 (会員の義務)

1. 会員は、会社および運営会社が定める年会費その他諸料金を遅滞なく会社に納めるものとする。但し、特別会員は年会費を不要とする。尚、年会費は1ヵ年分を前納し、年度の途中で会員資格を喪失しても返還されないものとする。

2. 会員は、施設を利用した場合、会社および運営会社が定める施設利用料金を施設利用日に支払うものとする。
3. 会員は、住所・名称等、クラブへの届出事項に変更があった場合、その旨をクラブへ遅滞なく連絡し、運営会社が定める所定の手続を行うものとする。
4. 会員は、名義を他人に貸与したり、他人に自己の名称を使用させたりしないものとする。
5. 会員は、本会則その他クラブの諸規則を遵守すること。また、クラブの秩序を乱しまたは名誉を毀損する行為はしないものとする。
6. 会員は、同伴または紹介したゲストの行為および諸支払につき、連帯して責任を負うものとする。
7. 会員は、運営会社が開催決定した公式競技会、プロ競技会等により施設を利用できない日が生じてもこれに協力するものとする。
8. 会員は、会社、運営会社および理事会の決定事項が合理的なものであることを前提として当該決定事項に従うものとする。

第9条 (暴力団追放)

1. クラブは、暴力団員およびその関係者、または反社会的団体の構成員等を入会させず、且つ施設を利用させない。
2. 会員は、暴力団員およびその関係者、または反社会的団体の構成員等を同伴または紹介してはならない。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡
4. 会員がその資格を他に譲渡し、名義変更した場合。
5. 法人会員であってその法人が解散した場合。(合併による解散は除く)

第11条 (会員資格の停止、退会勧告、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、運営会社は理事会と協議し、会員の資格を一時停止し、退会勧告または除名処分を行うことができる。

1. 本会則その他クラブの諸規則に違反したとき。
2. クラブまたは会社もしくは運営会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
3. 年会費または諸支払を3ヶ月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき。
4. その他、運営会社が理事会と協議して、会員として不適当と認められたとき。

尚、会員資格停止中であっても、会員資格を完全に喪失するまでは、会員は年会費を継続して支払うものとする。

第12条 (休会)

個人会員は、運営会社が別途定める事情がある場合、所定の手続を行い、運営会社の承認を得て、一定期間休会することができる。この場合、会社は会員の資格を停止し、年会費を免除する。但し、未納年会費がある場合は、休会できないものとする。また、休会の期間は一年度限りとし、翌年度も休会を希望する場合は、あらためて所定の手続を行い、運営会社の承認を得るものとする。尚、法人会員は休会できないものとする。

第3章 入会および退会

第13条 (入会)

クラブに入会する者は、運営会社が定める所定の手続を行い、運営会社の承認を得て、会社に対し、運営会社が定める所定の入会金および預託金、または名義変更料等を納付しなければならない。会社は、入会に係る料金の完納を確認した日において当該入会者の会員資格取得日とし、会員登録を行うものとする。

尚、会社が受領した入会金は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第14条 (預託金)

1. 会社が新会員を補充募集する場合、新会員は会社および運営会社が定める預託金を無利息にて全額会社に預託する。預託金は会員資格取得日より20年間据え置き、その期間中およびその期間経過後も会員としてクラブに在籍している間は、これを返還しないものとする。
2. 会社は運営会社および理事会と協議のうえ、前項の据置期間を延長することができる。
3. 会員は、会社の文書による承諾を得ることなく預託金について譲渡、質入れ、その他の処分行為をすること

ができない。

4. 会員権の譲受により新たに会員になった場合、預託金は名義変更時から20年間据え置くものとする。

5. 会社は、会員がその資格を喪失した場合、会社および会員の一切の債権債務を相殺できるものとする。

第15条 (退会)

会員は、預託金の据置期間経過後、クラブを退会することができる。会員がクラブを退会しようとするときは、運営会社が定める所定の手続を行い、運営会社の承認を得なければならない。但し、未納の年会費その他諸支払等がある場合は、退会を申請することができない。

第16条 (会員資格の譲渡)

1. 会員は、運営会社が定める所定の手続に従いその資格を譲渡し、名義を変更することができる。尚、特別会員の資格は譲渡できないものとする。

2. 会員資格を譲受けようとする者は、運営会社が別に定める入会条件を充たしたうえで運営会社が定める所定の手続を行い、運営会社の承認を得なければならない。

3. 前項の承認を得た譲受人は、会社に対し、運営会社が定める所定の名義変更料を納付しなければならない。会社は、名義変更料の納付を確認した日において当該譲受人の会員資格取得日とし、会員登録を変更するものとする。

4. 譲受人は、第2項および前項の手続を完了するまでは、会社に対し、会員資格の譲受を対抗することはできない。

5. 第2項および第3項の手続を完了した譲受人は、本会則の定めに基づく譲渡人の権利義務の全てを承継する。尚、預託金は第3項による会員資格取得日より20年間据置き、据置期間中はこれを返還しないものとする。

6. 会社または運営会社は、理事会と協議のうえ、会員資格の譲渡による名義変更を一定期間停止することができる。

第17条 (会員資格の相続)

1. 個人会員について相続手続が開始した場合、相続人は、運営会社が定める所定の手続を行い、運営会社の承認を得て、被相続人たる会員の資格を承継することができる。尚、特別会員の資格は相続できないものとする。

2. 前項の承認を得た相続人は、会社に対し、運営会社が定める所定の名義変更料を納付しなければならない。会社は、名義変更料の納付を確認した日において当該相続人の会員資格取得日とし、登録名義を変更するものとする。

3. 相続人は、第1項および前項の手続を完了するまでは、会社に対し、会員資格の相続を対抗することはできない。

4. 第1項および第2項の手続を完了した相続人は、本会則の定めに基づく被相続人たる会員の権利義務の全てを承継する。尚、預託金は第2項による会員資格取得日より20年間据置き、据置期間中はこれを返還しないものとする。

5. 相続人が会員資格の相続を望まない場合、または第1項の承認が得られない場合、相続人は、第16条の規定に基づいて被相続人たる会員の資格を譲渡することができる。この場合、相続手続開始のときに被相続人から相続人への譲渡がなされたものとする。

6. 相続人が第1項および第2項の手続を行わない場合、または第1項の承認が得られない場合で、前項の譲渡を行わないときは、第10条により会員資格は喪失し、相続人は、会員であった被相続人の債権債務を相続する。

第18条 (法人会員登録者の変更)

1. 法人会員は、運営会社が定める所定の手続を行い、運営会社の承認を得て、登録者を変更することができる。

2. 前項の承認を得た法人会員は、会社に対し、運営会社が定める所定の登録者変更料を納付しなければならない。会社は、登録者変更料の納付を確認した日において当該登録者の資格取得日とし、会員登録を変更するものとする。

第4章 役員および理事会

第19条 (役員)

クラブに次の役員を置く。

理事長 1名

理事 若干名

理事長が必要と認めた場合は、顧問を推薦し、またキャプテンを置くことができる。

第20条 (役員を選出)

運営会社は、会員またはクラブへの功労者もしくは運営会社の役職者の中より理事長を委嘱する。理事長は、会員または運営会社の役職者の中より理事を委嘱する。

第21条 (役員任期)

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員は任期満了の場合でも、後任者が就任するまでその職務を行う。補欠または増員により選任された役員
の任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。

第22条 (理事長)

1. 理事長はクラブを代表し、会務を統括する。
2. 理事長は必要に応じて理事会を招集し、理事会の議長となる。理事長に事故ある場合は、あらかじめ定めた
順序に従い、他の理事がその職務を代行する。

第23条 (理事会)

1. 理事会は理事をもって構成し、理事の過半数（委任状含む）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、出席理事の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事会はクラブの運営を円滑にするため、本会則に定める事項並びに次の事項につき運営会社と協議し、意
見を述べるができるものとする。
 - (1) クラブの運営に関する基本事項。
 - (2) クラブの運営上必要とする諸規則の制定及び改廃に関する事項。
 - (3) 各種委員会の委員に関する事項。
 - (4) その他クラブの運営に必要と認められる事項。
4. 理事会は、書面の持ち回りをもって決議することができる。

第24条 (委員会)

1. 理事会はクラブの運営を円滑にするため、運営会社と協議し、下記以外にも各種委員会を置くことができる。
 - ①コース委員会＝コースに関する事項
 - ②競技・ルール委員会＝競技ルールに関する事項
 - ③ハンディキャップ委員会＝ハンディキャップに関する事項
 - ④フェロウシップ・エチケット委員会＝エチケット、会員の親睦融和に関する事項
 - ⑤パブリケーション委員会＝クラブ誌の編集等に関する事項
2. 委員長、副委員長及び委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 委員会は必要に応じて委員長が招集する。
5. 委員会の組織と運営は、理事会が別に定める委員会運営規則による。
6. 委員会の決議事項は、理事会の承認を得て効力を生じるものとする。

第5章 個人情報の取扱い

第25条 (個人情報の取扱い)

会社および運営会社は、会員の個人情報を、公表している個人情報の取扱いについてのガイドラインに基づき取
扱うものとする。但し、会員が保有する会員権につき、会員契約代行者をして第三者への譲渡を希望する場合、
当該会員契約代行者が当該会員の個人情報を会社または運営会社に問合せがあれば、会社または運営会社は当該
会員の個人情報を当該会員契約代行者に開示することができるものとする。

第6章 附 則

第26条 クラブの事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第27条 運営会社は理事会と協議して、本会則を改正することができる。会則を改正した場合は、その変更前に入会した

会員にも適用される。

第28条 本会則は2017年2月1日より施行する。

以上